

## 不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

株式会社 Pale Blue

株式会社 Pale Blue（以下「会社」という。）は、公的資金を用いた「研究費等不正防止計画」に基づき、以下のとおり「不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針」を策定する。

### 1. 不正な取引に関与した業者への取引停止の処分

不正な取引に関与した業者は1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により会社の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

### 2. 不正な取引に関与した業者への取引停止の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分は、最高管理責任者が状況調査の上、合理的判断により決定する。

### 3. 取引業者に提出を求める誓約書

取引業者に対し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、様式1に示す誓約書の提出を求める。誓約書には以下の内容を含めるものとする。

- ① 会社の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④ 会社の社員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

・提出を求める業者の選定方法は、以下のとおりとする。

選定方法：取引実績及び企業信用情報等を考慮し、最高管理責任者が必要と判断したとき

・提出を求める時期及び回数は、以下のとおりとする。

時期：上記方法に基づいて選定後、即時

回数：選定された時

2020年6月19日策定

株式会社 Pale Blue 代表取締役 様

誓約書

当社は、貴社への物品等の納入について、以下のとおり誓約します。

1. 貴社の公的資金を用いた研究費等不正防止ための取組みの趣旨を理解し、貴社規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
4. 貴社の社員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

印